

日本栄養士会・日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定
2023 年度 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士 更新実施要項

1. 認定更新に必要な申請資格

- (1) 摂食嚥下リハビリテーション学会認定士の資格を有すること。
- (2) 過去 5 年間に摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算 3 年以上従事していること。
- (3) 過去 5 年間に摂食嚥下リハビリテーション栄養に関する研究業績及び研修業績等の必要な総単位 50 単位を有すること。（以下、換算表）

※ただし、第 1 期（平成 28 年度）認定者は、総単位 30 単位以上とする。

区分	内容		単位	備考
研究	論文発表等	筆頭	40	
		共著	10	
	症例報告	筆頭	10	査読付
	学会・研究会発表	筆頭	5	
	依頼原稿・教科書・専門誌への執筆		5	1 冊ごと
研修	更新セミナー		5	必須（1 回以上）
	講師（60 分以上、調理実習講師も含む）		5	必須（1 回以上）

2. 更新申請期間

2023 年 11 月 20 日（月）～2023 年 12 月 15 日（金）

- ・上記の更新申請期間内に、日本栄養士会ホームページのマイページより、オンライン申請を行ってください。

3. オンライン更新申請登録

＜更新申請登録事項＞

個人情報の他、以下の事項を登録していただきます。

- ・資格取得後の研究業績及び研修業績等

項目：著書・論文等の名称／発行または発表年月／発行所または発表雑誌（巻・号数）等の名称／
編者・著者名等

＜アップロードする更新申請書類等＞

以下の書類等を PDF 形式でアップロードしていただきます。指定の様式以外は、スキャンもしくはコピー等の上、ご提出ください。

- (1) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士認定証
- (2) 摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算 3 年以上従事している証明書（更新申請様式 1）
- (3) 研究業績及び研修業績等を証明する書類
- (4) 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士更新セミナー修了証明
- (5) 日本栄養士会生涯教育制度の認定管理栄養士認定証（あれば）

<更新料の支払>

22,000 円（税込）

- ・オンライン申請サイトを参照ください。なお、更新料の支払いに係る手数料については、申請者においてご負担願います。
- ・支払方法は、クレジットカード決済もしくはコンビニエンスストアの専用端末による支払いのいずれかとなります。

4. 申請書類記入上の注意事項

- ☐ 摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算 3 年以上従事している証明書（更新申請様式 1）
 - ・枠内に漏れなく記入し、□欄は該当するものに✔する。
 - ・施設長の証明を受けること。公印がない場合は施設長の自署と認印でも可
 - ・書き損じた場合は訂正箇所を二重線で消して訂正し、施設長の訂正印を押印する。
 - ・2 つ以上の施設に勤務したことを証明する必要がある場合は、用紙を必要部数コピーのうえ、各々記入し、それぞれの施設長の証明を受ける（氏名、公印または自署捺印）。
- ☐ 研究業績及び研修業績等を証明する書類
 - ・研究業績のうち、論文発表や症例報告はコピーを、学会・研究会発表は抄録のコピーを、依頼原稿・教科書・専門誌への執筆はコピーを提出。なお、発表・執筆者、発表・執筆年度、学会名・雑誌名等、記載されている部分のコピーも合わせて提出する。
 - ・研修業績のうち、講演会・研修会の講師はプログラムや委嘱状のコピーを提出
- ☐ 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士更新セミナー修了証明
 - ・更新セミナー修了証または、日本栄養士会ホームページのマイページの研修会受講履歴より更新セミナーの「出席」がわかる箇所を提出する。
- ☐ 日本栄養士会生涯教育制度の認定管理栄養士認定証（あれば）
 - ・日本栄養士会生涯教育制度の認定管理栄養士の 8 つの分野のいずれかの認定資格を有していることが望ましいが、専門管理栄養士資格取得後 10 年以内に認定資格を有することとする。

5. 更新通知

書類審査後、2024 年 3 月に認定証を交付します。

6. 認定期間の延長

認定期間中に次の各号のいずれかの事由に該当し、認定委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、認定期間を最大 3 年間延長することができる。

- （1）産前産後休業・育児休業
- （2）長期療養
- （3）介護
- （4）留学・海外勤務
- （5）天災その他やむを得ない事情

※認定期間の延長を希望する者は、認定期間延長申請書（様式 2）を 12 月 15 日（金）までに日本栄養士会事務局へご提出ください。

※2020 年度は、認定期間の 5 年間に含みません。2020 年度の影響により、要件が満たせない場合は 1 年間の猶予が可能です。認定期間延長申請書（別添様式）を事務局までご提出ください。

7. 認定者名簿の公表

摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士の認定者名簿は日本栄養士会ホームページへ掲載します。

8. その他

（1）審査に関する情報開示

認定にかかる審査委員等については、一切公表しません。

（2）個人情報保護方針

「公益社団法人日本栄養士会 個人情報の保護に関する基本方針」に準じます。

（3）各種通知書類送付先

当該更新審査に係り郵送物がある場合には、日本栄養士会マイページに登録の「自宅住所」へ送付します。

（4）その他

既納の更新料はいかなる理由があっても返還いたしません。

9. お問い合わせ・送付先

公益社団法人日本栄養士会 摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士更新 係

〒105-0004 港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

TEL : 03-5425-6555 FAX : 03-5425-6554 e-mail : jda-research@dietitian.or.jp

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）10：00～12：00／13：00～17：00